津山市歴史的風致維持向上計画
第２期（案）

【概要版】



平成 31 年 12 月
津山市

序章

計画策定の目的

１．計画策定の背景と目的

平成 20 年 5 月「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）が制定された。

歴史まちづくり法は、『地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境』を『歴史的風致』と定義し、市町村による歴史的風致維持向上計画の策定（国の認定）やその他の措置により、地域の歴史的風致の維持及び向上を図り、個性豊かな地域社会の実現や、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。

そこで、本市では、同法第４条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、「津山市歴史的風致維持向上計画」（計画期間：平成 21 年度～30 年度）を作成し、計画に基づいた歴史的風致の維持向上に関する事業に取り組み、これまで維持されてきた津山固有の歴史的文化や風情、たたずまいを維持し、さらに向上させてきた。

幕末から明治初期にかけて、津山藩は宇田川・箕作という優れた洋学者を輩出し、わが国の近代化に大きな役割を果たした。城東地区には国指定文化財の箕作阮甫（みつくりげんぽ）の旧宅など数多くの伝統的な町並みが出雲往来沿いに残っている。

そうした伝統的な町並みを保存・整備するとともに、無電柱化や道路の高質化によって良好な景観形成を図ってきた。こうした取り組みの成果により、平成 25 年に「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。

しかし、中心市街地における町並みは、高齢化や中心市街地の空洞化の進行が続いており、津山の歴史的風致に大きな影響を与えている。

本市のまちづくりを進める上で、継続的に歴史的風致の維持及び向上を図ることで、歴史的な町並みや伝統文化が継承されるとともに、定住人口の増加や地域活性化につながっていくため、「津山市歴史的風致維持向上計画」の第二期計画を策定し引き続き事業を推進する。

第１章

津山市の歴史的風致形成の背景

１．自然的環境

津山市は、中国地方の内陸部、岡山県の北東部に位置し、北は中国山地、南は中部吉備高原に接している。県都岡山市から約 60㎞、出雲市から約 160㎞、姫路市から約 90㎞ の位置にある。

この距離は、道路網が整備され自動車交通の発達した今日でも、相当の時間距離であるが、そのことが逆に、出雲往来をはじめとした陸上交通の要衝としての発展を促し、津山市固有の歴史と文化を生み、現在の人口 10 万人弱という、中国地方内陸部屈指の都市として発展した要因となった。

また、面積は 506.33㎢ で、これは県土面積 7114.32㎢ の約 7.1%を占めている。



【津山市位置

津山の気候は、夏は暑く、冬は冷え込み、一日のうちでも昼と夜の温度差が大きい盆地特有の気候である。曇りの日は、四季を通じ百数十日もある。

また、初冬を中心に霧が多く発生し、晴れの日でも、午前中霧の立ちこめる日が 100 日ほどもあり、津山の一つの風物詩となっている。

なお、盆地から見上げる山地最高峰の那岐山（1,240m）は、地域住民のシンボルで、歌にも詠まれ幾多の伝説を生んでいる。このような豊かな自然を保全するために、黒沢山、神楽尾山、神南備山地域を自然保護地域に指定している。

２．社会的環境

昭和４年（1929 年）の市制施行後は、市域を拡大しつつ、着実に発展してきた。しかし、昭和 30 年代の高度経済成長期に入り、人口の流出が続き、過疎化が進行した。

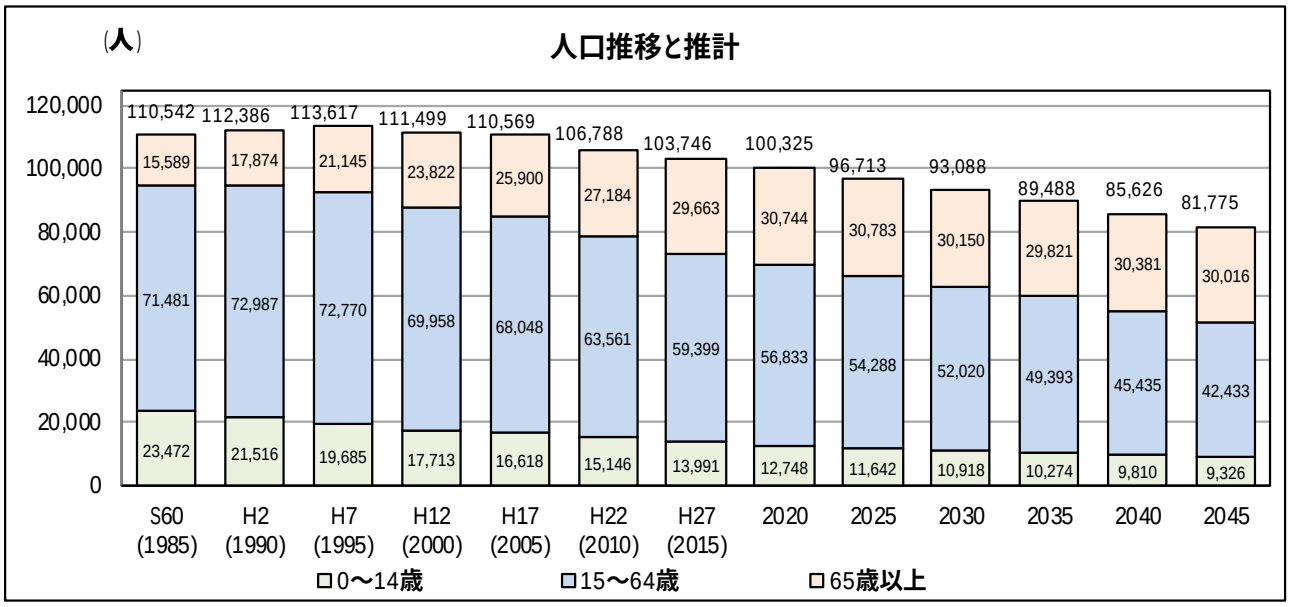
昭和 50 年（1975 年）に開通した中国縦貫自動車道は、本市に大きな影響をもたらし、工業団地への企業立地、商業の活発化などにより、人口も増加を続けてきた。

平成 17 年（2005 年）には、津山市、加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の合併により、新津山市が発足した。

本市の総人口は、昭和 50 年の中国縦貫自動車道開通以降、増加が続いていたが、平成 7 年（1995 年）の 113,617 人をピークに減少傾向に転じ、平成 27 年（2015 年）は 103,746 人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、約 20 年後の 2040 年の人口は 85,626 人と推計されている。

年齢別人口を見ると、年少人口（0～14 歳）は昭和 60 年（1985 年）以降、また生産年齢人口（15～64 歳）は平成 2 年（1990 年）以降、減少が続いている。一方、老齢人口（65 歳以上）は一貫して増加しており、今後は、2025 年頃まで増加し、その後減少に転ずるものと推計されている。



3　歴史的環境

（1）津山市の歴史

古代

美作国は和同 6 年（713）年に備前国北部 6 郡を割いて設置された。

天平 13 年（741）全国に国分寺・国分尼寺を建立する詔（みことのり）が発せられ、美作でも両寺が建立された。平成 16 年に国の史跡に指定され、保存整備事業の一環として土地の公有化を進めている。

美作地域は「まがね（＝鉄）吹く」（『古今（こきん）和歌集（900 年頃成立）』より）と歌に詠まれるほど、古来より鉄の産地として有名であった。



美作国府建物跡

中世


院庄館跡

鎌倉時代になると、政治の中心は総社地内から神戸地内に移る。役所である守護所は、院庄平野の吉井川東側に築かれ、史跡院庄館跡（児島高徳伝説地）として保存されている。なお、後醍醐天皇が隠岐に流される際、この院庄館跡に宿泊したと伝えられている。作楽神社の祭神は後醍醐天皇である。

近世

慶長 5 年（1600 年）の関ヶ原の戦　いの後、美作国は岡山藩主小早川秀秋の領有するところであったが、慶長 7 年（1602 年)秀秋の死去により廃絶となる。


【津山城古写真（北西より)】

慶長 8 年（1603）2 月 6 日、本能寺の変で織田信長を守り戦死した森蘭丸の弟、森忠政が美作国 18 万 6 千 5 百石の領地を与えられ、吉井川と宮川の合流点を見下ろす鶴山を城地に選定した。

天守は 5 層で、高さは 22m、天守台石垣を含めた高さは 26m にも達する。

本丸は、櫓 31 棟、門 15 棟を連ね、その内側に御殿を配するが、御殿の面積が手狭なため、表鉄門、長局、備中櫓などの外縁部の建物を御殿の一部に取込んでいるのが特徴である。平成 17 年 3 月には本丸の南側に位置する備中櫓が復元された。

近現代

元号が明治となり、西洋に追いつくための改革や産業振興、富国強兵政策が強力に進められた近代化の過程で、本市では、鉄道、教育、医療等、様々な整備が進められた。

昭和 30 年代から昭和 40 年代後半の高度成長期が終わりを迎えると、活況にも陰りが見え始める。そのうえ、折しもモータリゼーションの発達や、昭和 50 年の中国縦貫道の開通などにより都市機能の郊外移転が進み、城下町全体の空洞化が進行した。城下町周辺部に大規模な店舗が増えることにより、商店街の集客力も低下していった。また、周辺部の開発が進み、中心部の人口は低下し、急速に高齢化が進むことになった。

第２章

津山市の維持向上すべき歴史的風致

Ⅰ　歴史的風致の考え方

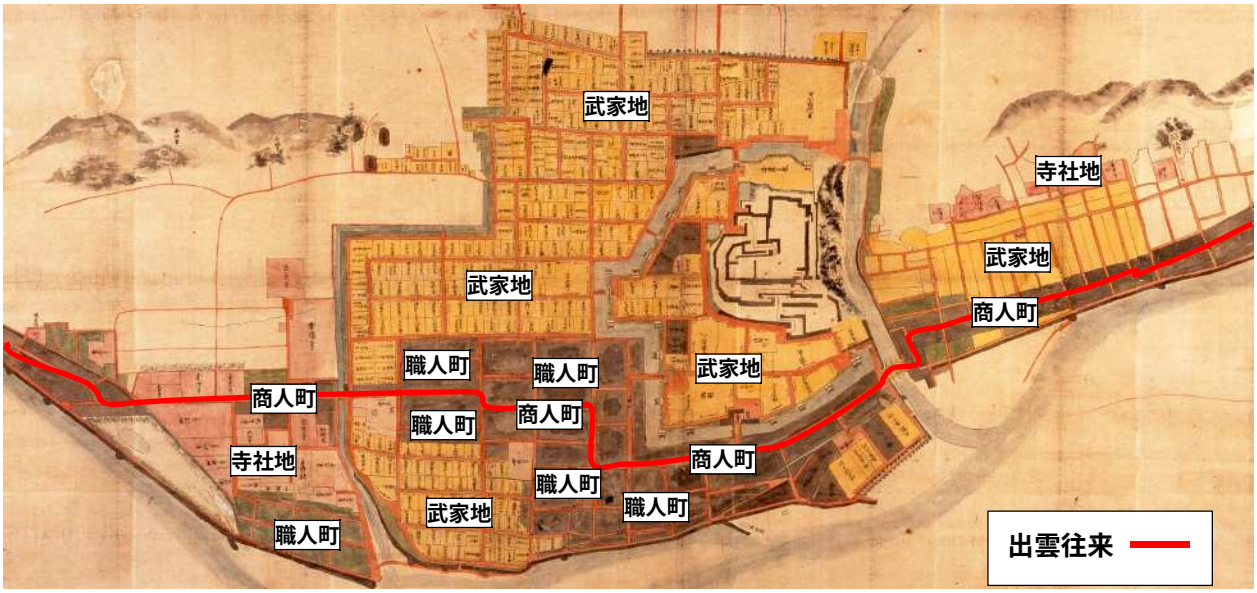
「歴史的風致」とは地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことである。

江戸時代は城下町の都市構造を確立し、津山の文化が大きく発展した時代ともいえる。この時に建設された城下町が現在の中心市街地に引き継がれている。明治以降は江戸時代の文化や都市構造の上に、様々な改革や産業振興施策が行われ、さらに都市機能を高めていった。

津山市街地が大きな変化を迎えるのが高度成長期である。この時期を機に市街地の構造や文化は大きく変質し、それまで保たれていた歴史的な風致や景観の多くが損なわれてきた。歴史や地域性が徐々に薄まり、経済優先の土地利用が優先されるようになっていく。

高度成長期が終焉を告げると、更なる問題が顕在化した。先に述べた風致や景観の喪失のみならず、経済的な疲弊、人口減少や高齢化の理由により、残された歴史的な風致の維持が問題となっている。

城の周辺に武家屋敷地、町の中心部を東西に貫く出雲往来と道路に面した商人町、横町や裏には交通の便にあまり関係しない職人町、そしてそれらを取り囲むように配置された神社仏閣がある。津山の城下は、非常によく計画された町並みであるといえる。



商人町・職人町・寺社地・武家地位置図（享保年間津山城下町絵図より作成）

１津山まつりに見る歴史的風致

昔から、日本人は自然を敬い、さまざまなものに神が宿っているとして八百万（やおよろず）の神を信仰してきた。時代を経て、この自然崇拝にいろいろな思想が混じり合い、五穀豊穣や無病息災、祖先崇拝を祈る祭りが行われるようになった。


出動するだんじり

津山市においても、数多くある神社において、田植神事や花祭りなど多種多様な神事が行われている。中でも代表的なものが、秋に開催される「津山まつり」である。津山城下において、江戸時代には旧 9 月 9 日に大隅（おおすみ）神社が、その 10 日後に徳守（とくもり）神社が例祭を行っていたことが「町奉行日記」（愛山文庫、歴代町奉行の御用日記）を始めとした様々な資料に記載されている。戦後、祭礼参加者の都合がつけやすい 10 月の日曜日に祭日を変更した。昭和 30 年（1955）には美作二宮である高野（たかの）神社も秋季大祭を同時期に開催することになり、これらをまとめて「津山まつり」と称するようになる。

「津山まつり」には３つの側面がある。第１は神祭として側面である。この面は「神を祀（まつ）る」という、いわば、祭の本来的な目的であり、祭の原点とも言える。神職と氏子総代のごく少数のみの者が参加する儀式であり、それゆえ、多少の変化はあるが、原初の姿を今に伝えている。大祭当日に神殿内で行われる神事がこれにあたる。第 2 は神輿神幸や傘鉾（かさほこ）巡幸、だんじりの巡行などの氏子総出で参加するまつりである。このうち神輿神幸や傘鉾巡幸は神事に属する。輿丁（よちょう）や行列に役付きの氏子がこれに参加し、その他の者はだんじりの巡行に関わる。第 1 の面に比べて、この面は時代の移り変わりによる変化が大きくみられる。


徳守神社の神幸行列



徳守神社神輿（大正末頃）

例えば、徳守神社の神輿を担ぐ役割は小田中神田（おだなかしんでん）のものに限られていた。過去にはこのことが原因で諍（いさか）いが起こり、神輿が破損してしまうという事件も起こった。しかし、人口の減少などの理由から伝統を維持することができなくなり、現在では公募になっている。また、だんじりも時代により変化している。だんじりは行列の一部と考えられるが、江戸初期の「練り物―仮装行列」に始まり、「野（や）

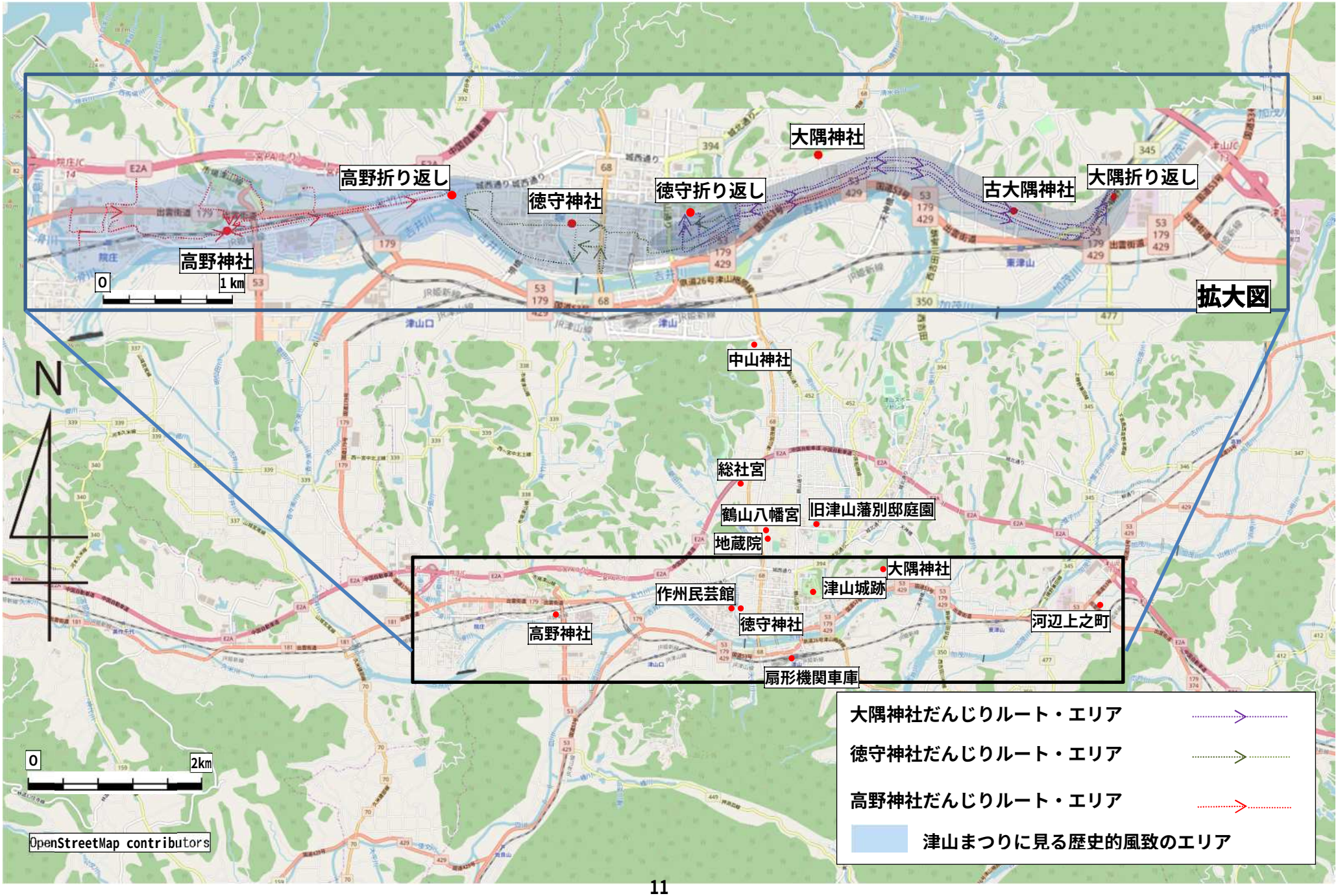

だんじりの修理風景

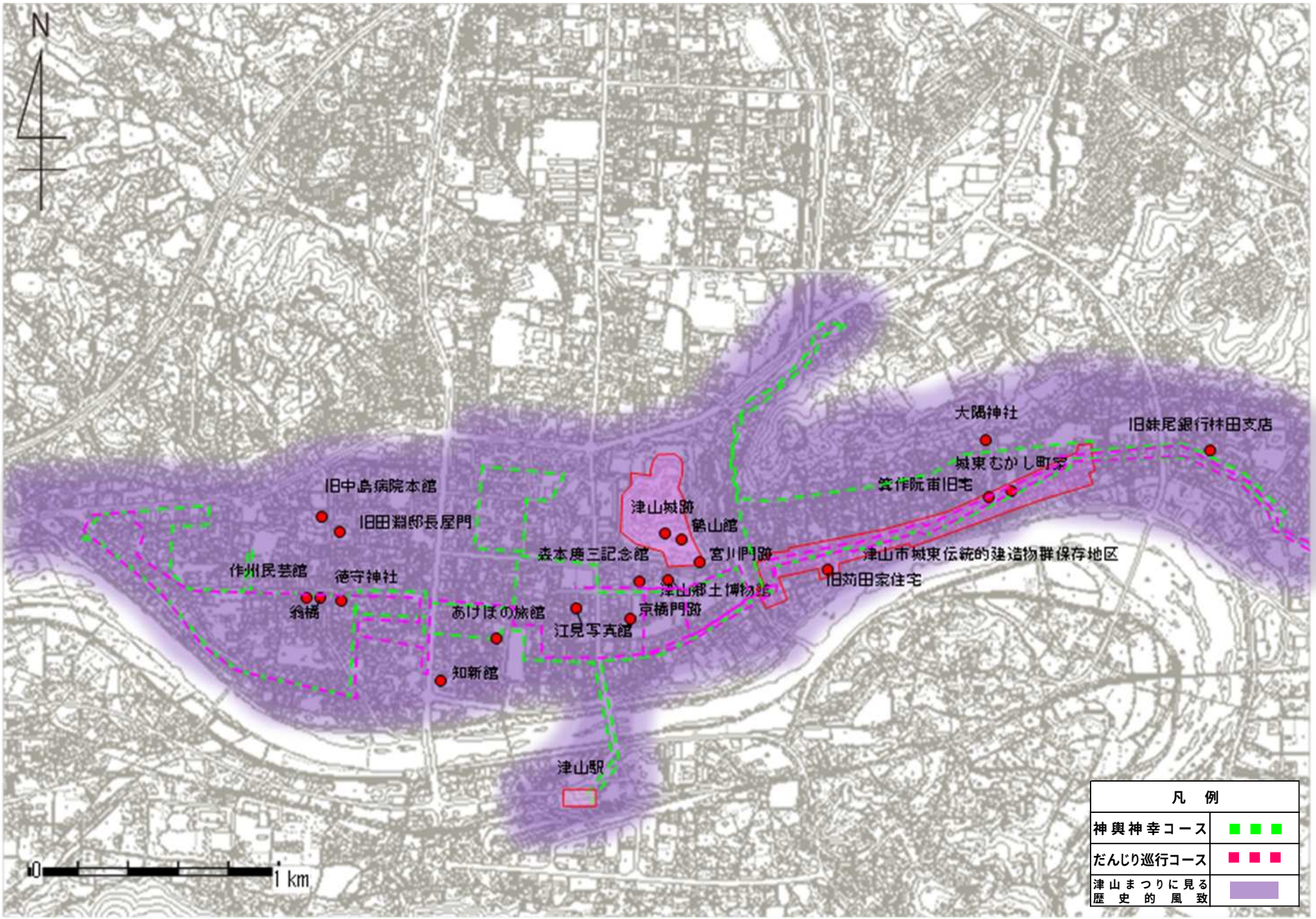
臺（たい）・家臺（やたい）―台上での俄等の踊り芸」へとなり、それから「神輿太鼓」、「壇尻」へと移って、現在の「だんじり」となった。姿は変われど、そこに多くの人が関わるのに違いはない。だんじりに乗る者、だんじりを引く者。市内中心部の市民で、子供のころにだんじりに乗り、「ソーヤレ」と大きな声を出したことを記憶している人も少なくない。そのだんじりの準備をする者、巡行のための警備をする者もいる。長年使用していると神輿やだんじりも傷んでくる。その際には、修理が必要になってくる。このように、多くの人々に支えられて「津山まつり」は運営されているのである。ある意味、この側面が「津山まつり」のメインと言ってよいかもしれない。「津山まつり」に出動するだんじりのうち、徳守神社の 20 台・大隅神社の 7 台は岡山県指定有形民俗文化財であり、昭和になってから新造されただんじりを併せると約 50 台になる。

第 3 の側面はイベントとしての面である。祭はあくまでその地域のものであるが、「津山まつり」においては商工会議所、行政、観光協会からなる実行委員会が組織され、円滑な開催を目指している。それにより、神輿行列やだんじりなどの「まつりのにぎわい」が保たれ、それを見に、多くの観光客が津山を訪れる。これら 3 つの側面が重なり合うことにより、「津山まつり」は成立し、欠かすことのできない津山の歴史的な風致を形成しているのである。

「津山まつり」では多くのだんじり巡行ルートの大半は、城下町及びその近郊と重なり、そこでは江戸時代から現代まで、たくさんの人々が生活を営んできた。秋のある日、城下町時代の町並みや寺院群、近代の建造物等が残る良好な市街地環境の中を、多くの市民や子供たちと共にだんじりが練り歩く。見慣れた町がハレの舞台に替わる、それが「津山まつり」と言うことができる。

津山まつりに見る歴史的風致エリア図





城下町周辺の津山まつりに見る歴史的風致

２寺社群に見る歴史的風致

津山市域には城下町地域に限らず、数多くの寺院や神社が存在しており、それぞれが歴史的風致を形成している。中世以降、寺社は自治的・共同体的結合に大きな役割を果たしていた。特に、絶対的な領主がいなかった津山近辺では寺社のもとに参集して生活し、敵対勢力に対抗した。

江戸時代になると城下町に寺社を集めた地区が作られた。津山における東西寺院群で、城下町の歴史的風致にとって重要な要素である。寺院は寺請制度により自らの身分を保証し、死後は寺院の墓所に葬られるなど精神的な拠り所でもあった。それに加えて、その境内は戦争の際の防衛拠点となる巨大な空間で、景観的にも重要である。

神社は五穀豊穣や家内安全などを祈願し、色々な年中行事が行われ、行事に参加することにより、村落の構成員であることを再確認し役を振られることは、一人前と認められることと同意であり、一種の通過儀礼にもなった。

江戸時代に生まれたこの環境は現代にも引き継がれ、今なお、地域社会にとって寺社は重要な役割を果たしている。

慶長 8 年（1603）に美作に入封した森忠政は、翌年城地を鶴山に定め、同時に城下町の建設を開始した。城下町の構成として、城周辺に武家地、往来沿いに町人地を形成し、その外に寺社を配置した。

江戸時代から明治・大正・昭和を経て平成の現代まで、寺院数は増減し、現在は城東 7 寺 1 社、城西 15 寺 1 社が存在する。



城下町内寺社配置図

津山市域には数多くの寺社があり、それぞれに市街地環境を形成している。

城下町にある寺社は、江戸時代初期に計画的に集められ、江戸時代から明治・大正を経て現代にいたるまでの長い時間で、寺院は住民たちの旦那寺(江戸時代の寺請制度で自分が所属していた寺)としての役割を果たし、神社は城下町の鎮守として人々の安らぎの場となった。



現在の城東寺院群

江戸時代の町割は現在の城東寺院群、城西寺院群につながっている。18 世紀初頭には城東地区には町人地の北側、上之町を中心に 10 寺 1 社が、城西地区西寺町に 20 寺 1 社が集中している。城西の西寺町が文字通りの「群」としての景観を形作っているのに対し、城東の上之町は東西に長く、「帯」のようになっている。この様子は東西の寺院群が形成された江戸時代初期から変わらず、今も厳かな雰囲気の漂う街並みとなっている。

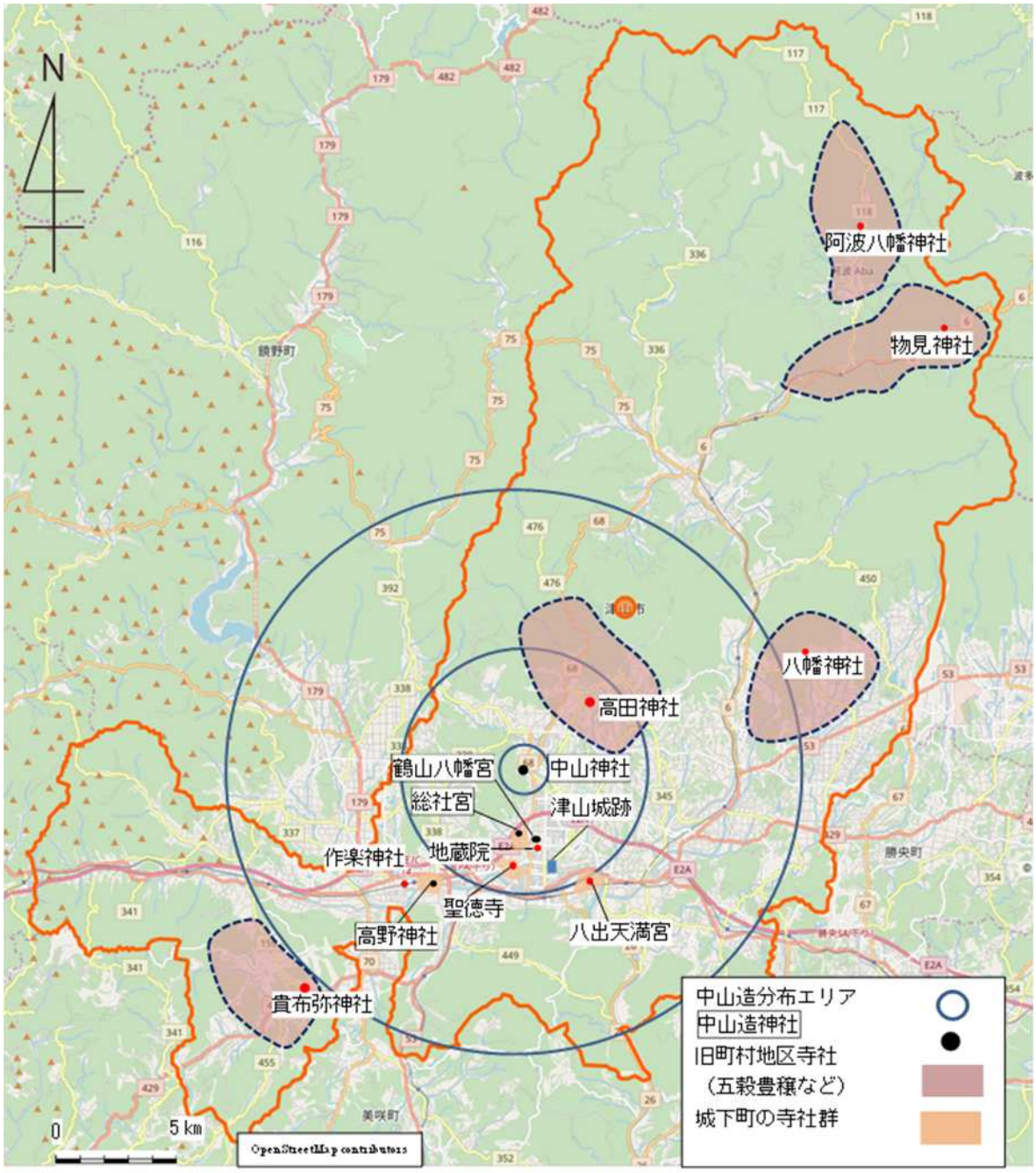
そのような中で、寺院群と一体となる活動があり、良好な市街地環境も形成されてきた。

農村部にある寺社は、家内安寧(あんねい)や五穀豊穣を願う施設の中心であり、その祭や行事に参加することによって一人前の構成員になっていくのである。

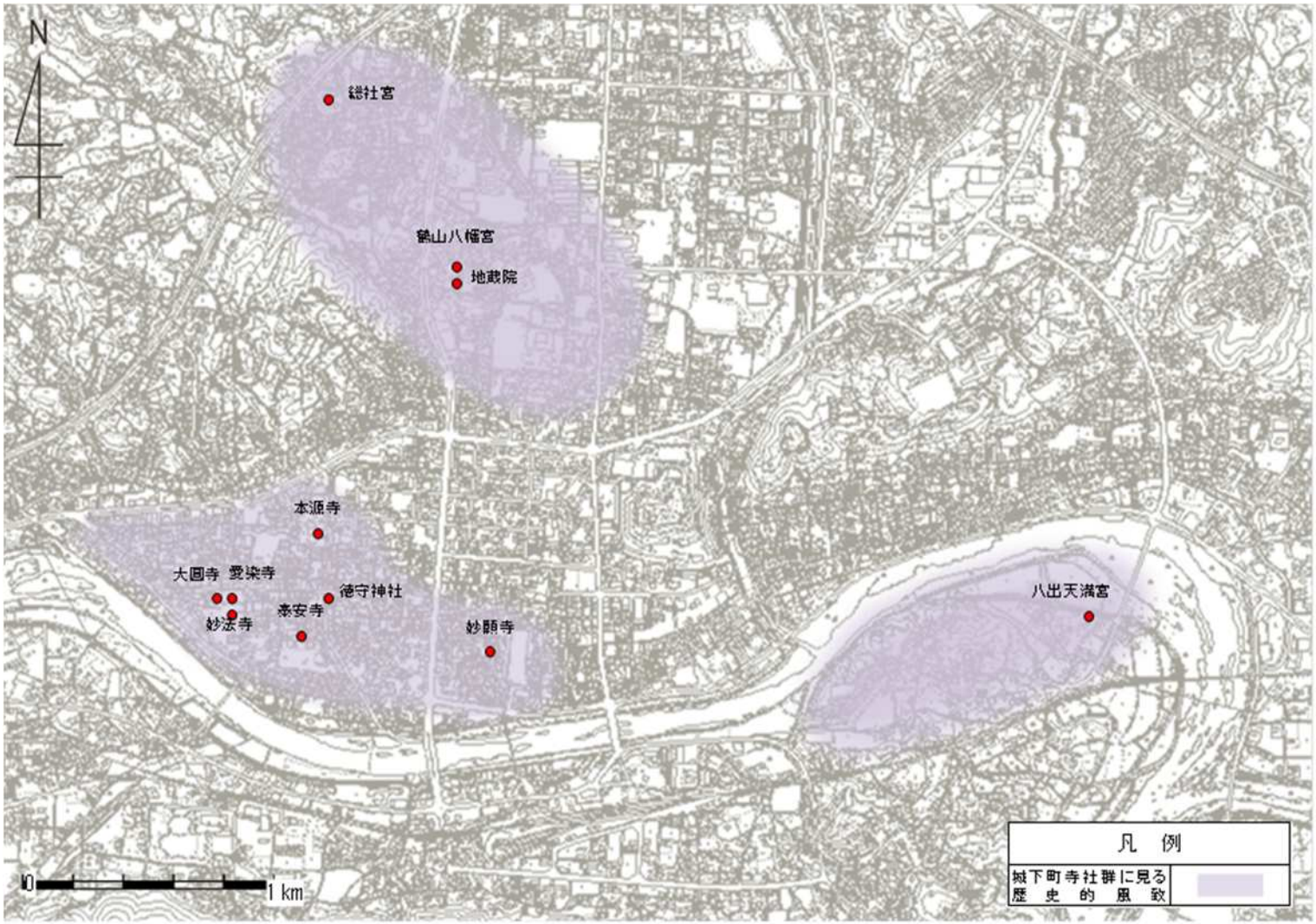


現在の城西寺院群

このように、寺社はその地域にとって欠かすことのできないものであり、地域コミュニティーの核としての役割を持っている。農村・城下町を問わず、それぞれの地域で多様な行事・祭があり、全体として守るべき歴史的風致を形成している。



寺社群に見る歴史的風致



城下町寺社群に見る歴史的風致

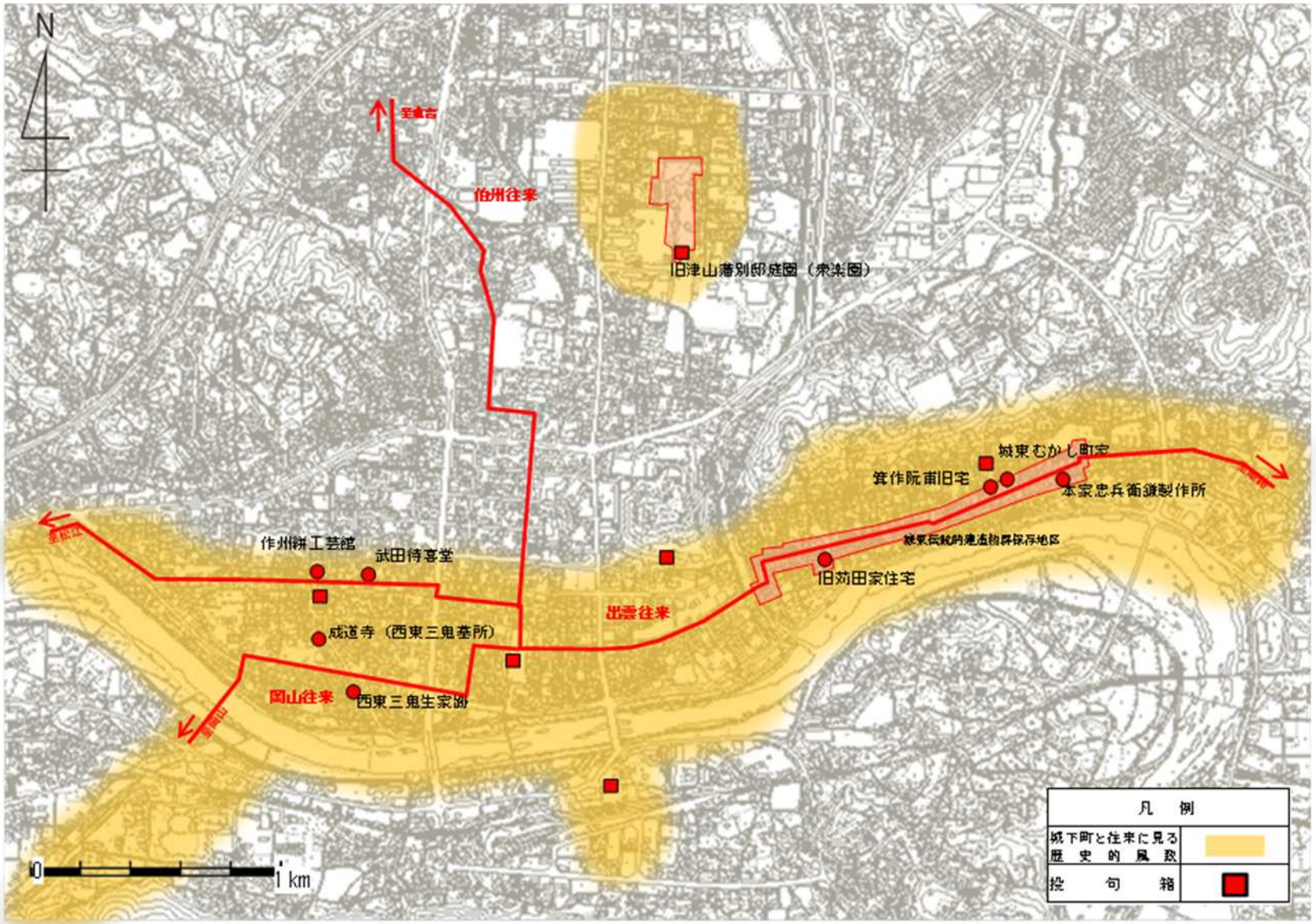
３城下町と往来に見る歴史的風致

津山市は古来より、山陰、山陽及び上方への交差点であり、往来は津山城下を中心として放射状に広がっている。多くの人々が津山を訪れ、また通り過ぎていった。津山を通る往来として代表的なものが出雲往来である。この道は、出雲国と播磨国を結ぶもので、津山はその中間地点にあたる。出雲往来は、元来、和同 6 年（713）に備前国から 6 郡を割いて美作国が建てられた際に設置された京都と国府を結ぶ「美作路」で、中世には「山陰道」と呼ばれた。その道筋は時代により変化し、現代の道筋になったのは江戸時代初期であった。慶長 8 年（1603）、美作 18 万 6500 石を領して入国した森忠政は、翌年から築城と共に城下町の建設に取り掛かった。鶴山を城地として、周辺に城下町を配したが、それに際し、吉井川の南岸を通っていた出雲往来を吉井川北岸に付け替え、その道沿いに町家を配したのである。これにより出雲往来は津山城下の主要路となり、津山領内の経済を支える大動脈のひとつとなった。

出雲往来の他に津山を通る道として、伯州往来、岡山往来がある。伯州往来は津山と伯耆国を結び、岡山往来は津山と備前国岡山城下を結んだ。いずれも諸商品の搬入・販売など人々の移動の要路であった。



津山を通る主な往来



城下町と往来に見る歴史的風致

４　河川に見る歴史的風致

川の流れは人々の活動以前から多様な生命を育んできた。見る・聞く・触る・香るといった 5 感を通して感じるその存在自体が、良好な市街地環境であり、歴史的風致の活動の一つでもある。また、河川沿いには、寺院群や武家屋敷等の多くの建造物が今も残っている。

津山で一番大きな河川は吉井川である。吉井川は高梁川、旭川と並ぶ、岡山県 3 大河川のひとつで、苫田郡鏡野町上齋原（かみさいばら）の三国山に源流を発し、津山市、美咲（みさき）町、赤磐（あかいわ）市等を経て岡山市東部の児島湾に注いでいる。延長 133 ㎞、流域面積 2,110 ㎢で、流れている場所により、「津山川」「周匝（すさい）川」、「和気（わけ）川」等と呼ばれた。この川を上下する舟運を見た角倉了以（すみのくらりょうい）が京都で川を開き、高瀬舟を始めたことは有名である。

津山盆地を流れる吉井川の支流として、宮川・加茂川等があり、宮川の上流は横野川と呼ばれている。それぞれの流域で人々の生活が営まれ、様々な風致が残されている。



津山盆地を流れる主な河川


横野和紙（上田手漉和紙工場）
横野川
現在の今井橋
N
難波酒造
楢常夜灯
宮川
多胡本家酒造場
加茂川
中須賀常夜灯
吉井川
0
1km
昭和 11 年 4 月 25 日　今井橋渡橋式
N
城西通り
68
紫竹川
吉井川
179
ごんごまつり会場
53
179
429
苅田酒造
凡　例
JR姫新線
JR津山線
津山口
今井橋
今津屋橋
祝賀の仮装行列（宮脇町）

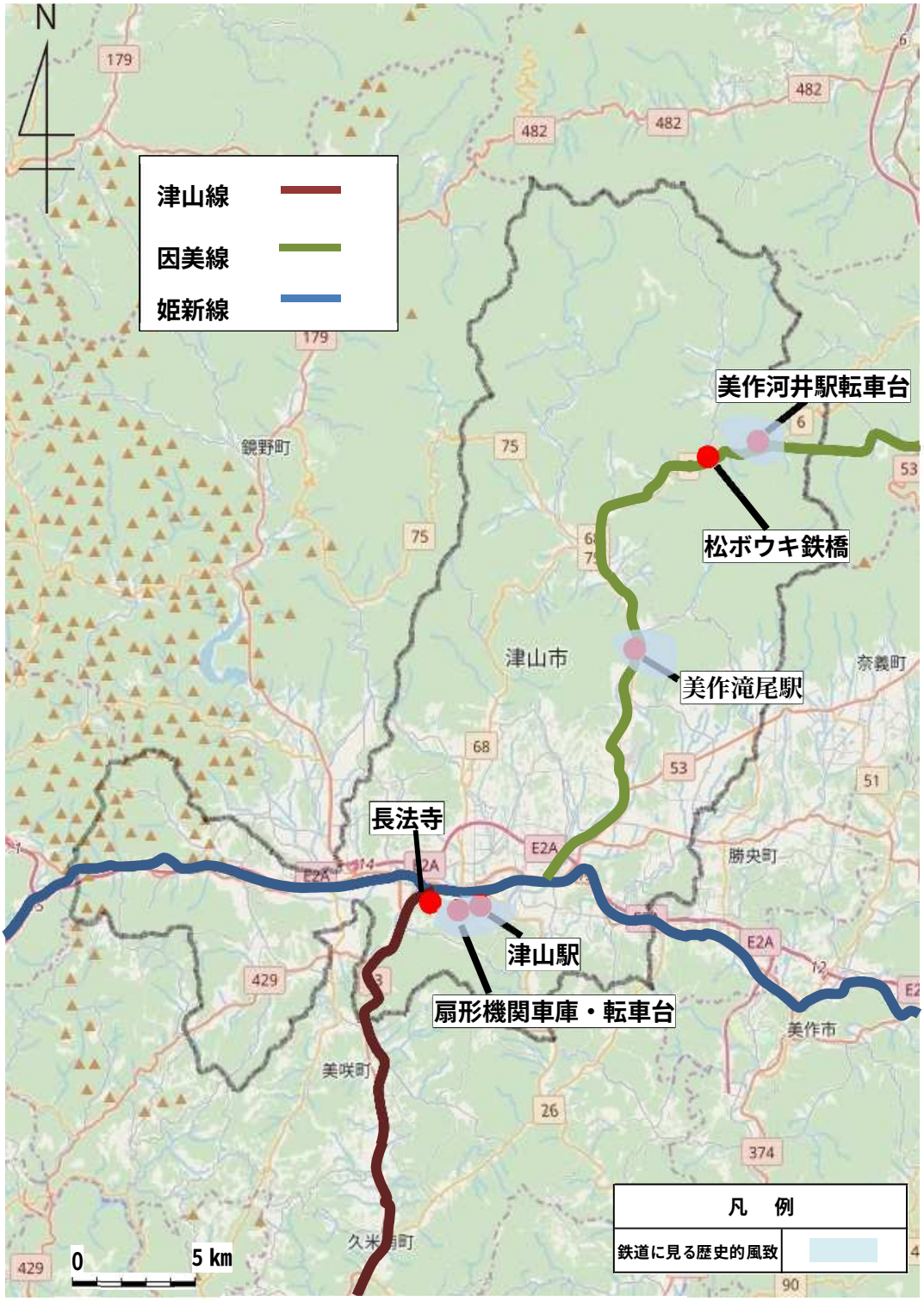
河川に見る歴史的風致

5　鉄道に見る歴史的風致

明治 31 年（1898）中国鉄道岡山市駅～津山駅（現在の津山口駅）間が開通し、津山に近代化の波が押し寄せてきた。明治維新以降、日本は近代化の道を歩んでいたが、中央から遠く離れた津山まで、その影響が及ぶ速度は緩やかであった。それが、鉄道の開通により時間的な距離が一挙に短縮されたのである。一例をあげると、院庄作楽神社の創設発起人の一人道家大門（どうけひろかど）の日記（津山郷土博物館所蔵「道家大門（どうけひろかど）文庫」）によると、明治初年に岡山津山の往復は 3 泊 4 日かかっている。それが鉄道の開通によって片道 2 時間 30 分となり、日帰りが可能になった。明治維新以降緩やかであった変化に拍車がかかったともいえる。

明治後期に津山口まで鉄道が開通したことにより、城下町の様相に変化が見られた。江戸時代には出雲往来を通して、津山より東に位置する上方から人やモノ、文化が津山にもたらされてきたが、城西地区が一躍津山の玄関口になったことから、近代的なモノや文化は城西から美作地域全体に広まることになる。その後、大正末期に津山駅が開業し、発展の舞台は城下町中心部に移って行った。このように鉄道は社会や地域とともに発展しており、人々の暮らしに深くかかわっている。

鉄道をめぐる歴史的風致を守ることは、近代以降のその地の歩みを守ることに他ならないのである。


N
津山線
因美線
姫新線
美作河井駅転車台
松ボウキ鉄橋
美作滝尾駅
長法寺
津山駅
扇形機関車庫・転車台
津山市
鏡野町
奈義町
勝央町
美作市
美咲町
久米南町
0
5 km
凡　例
鉄道に見る歴史的風致

鉄道に見る歴史的風致

第３章

歴史的風致の維持及び向上に関する方針

１．津山の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

（１）歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する課題

市内には、指定文化財だけでなく、武家屋敷、町家、寺社等多くの歴史的建造物が残されている。しかし、高齢化や中心市街地の空洞化が進行し、建築物に対する十分な維持管理が行われず老朽化や損傷したものも多く見られる。

本市では、これまで歴史的建造物の継続的な調査を実施し、明らかになった価値に基づき指定などの価値付けを行い、財政的・技術的支援も含め保護に努めてきた。しかし、歴史的建造物の老朽化への維持補修費用の負担は大きく、そうした費用負担に加えて、文化財の価値付け不足により歴史的建造物が失われている状況にある。

また、津山城跡については、虎口整備や石垣修理などⅠ期計画で未実施だったものがあり、史跡指定地外の津山城関連遺構についても保存が求められている。

（２）歴史的町並みの保全に関する課題

津山市城東伝統的建造物群保存地区は、平成 25 年に重要伝統的建造物群保存地区として選定され、歴史的な町並みを良好な景観形成を図ることで観光資源としても価値が高まっている。しかし、無電柱化は一部区間にとどまっており、電線、電柱による景観阻害の状況が続いている。

歴史的な町並みが減少している城西地区を調査した結果、歴史的に価値の高い建物が多く確認されており、既存の補助制度の見直しが重要である。

本市の歴史的町並みは江戸時代の城下町の町割りが色濃く残り、木造家屋が密集し、道路も隘路（あいろ）であることから防災の取組が求められている。

（３）伝統行事、工芸技術などの伝統文化の継承、後継者の育成に関する課題

東新町で今でも 2 軒が生産している「作州鎌」、伝統工芸の「津山ねり天神」「作州絣」等は、高齢化による後継者難や、人口流出による担い手不足が顕著になっている。津山だんじりは文化財としての保存は進んだものの、十分な保存修理技術をもった業者や職人が不足している。

（４）歴史的建造物の周辺環境の整備に関する課題

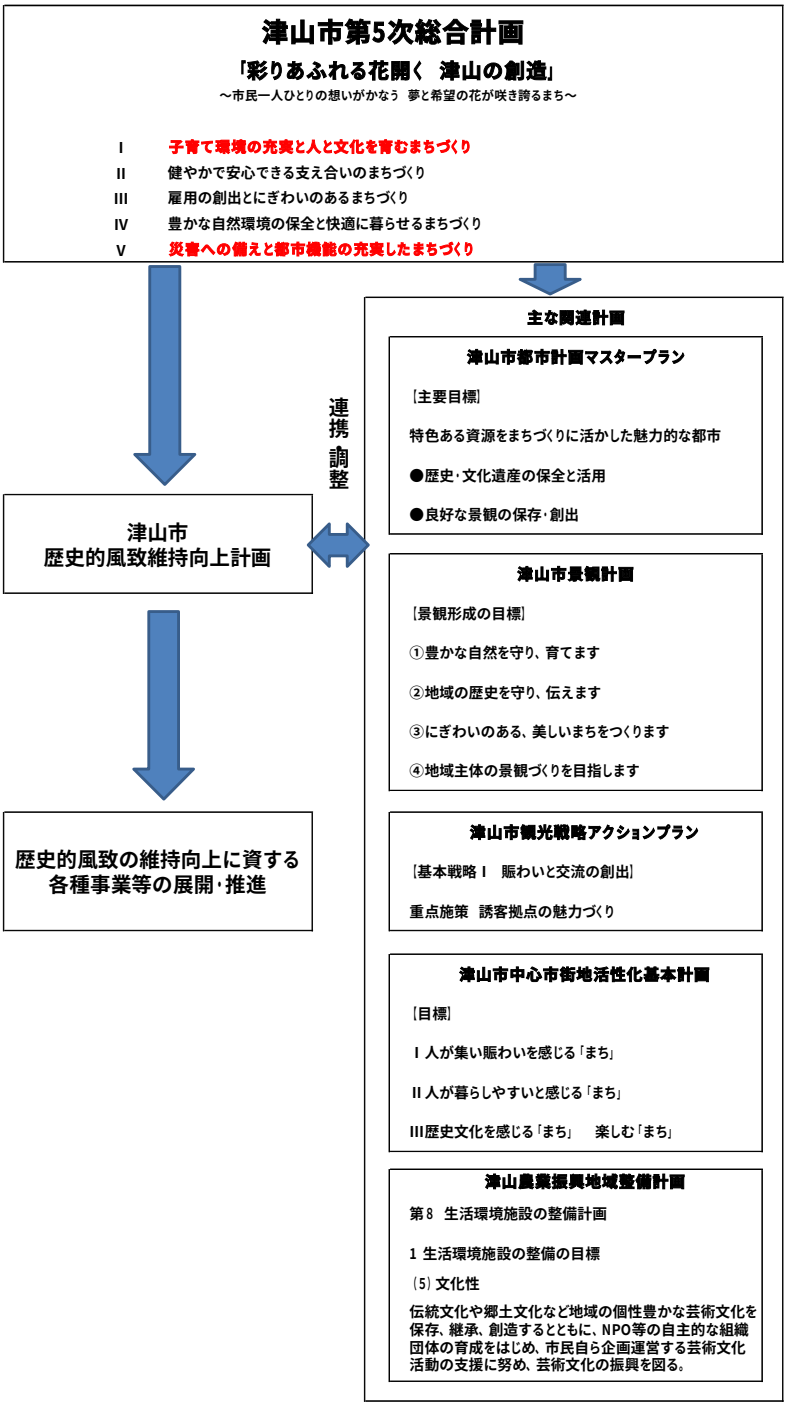
本市では、平成 28 年に「津山市景観計画」を策定し、城下町などの歴史資産を活かし、古いものと新しいものが調和する良好な景観の創出に取り組んできた。しかしながら、津山城跡の眺望を遮るような建築物や屋外広告物により、津山固有の風致を阻害する箇所も見られる。景観計画を策定したものの、制限の内容について建築士や建築業者に対する周知不足が生じている。

市内に設置されている観光案内標識は、設置した時期や場所によりバラバラな統一感のない案内となっている。城東、城下、城西地区を訪れる国内外の観光客の利便性と回遊性向上、城下町にふさわしい落ち着いた景観形成の誘導が求められている。

城東地区だけでなく、津山城跡周辺地区、城西地区を含めた城下町全体の回遊性を高め、地域住民と観光客の交流促進とにぎわい創出による地域活性化が求められているものの、観光客用駐車場が不足している現状がある。

２．既存計画との関連性

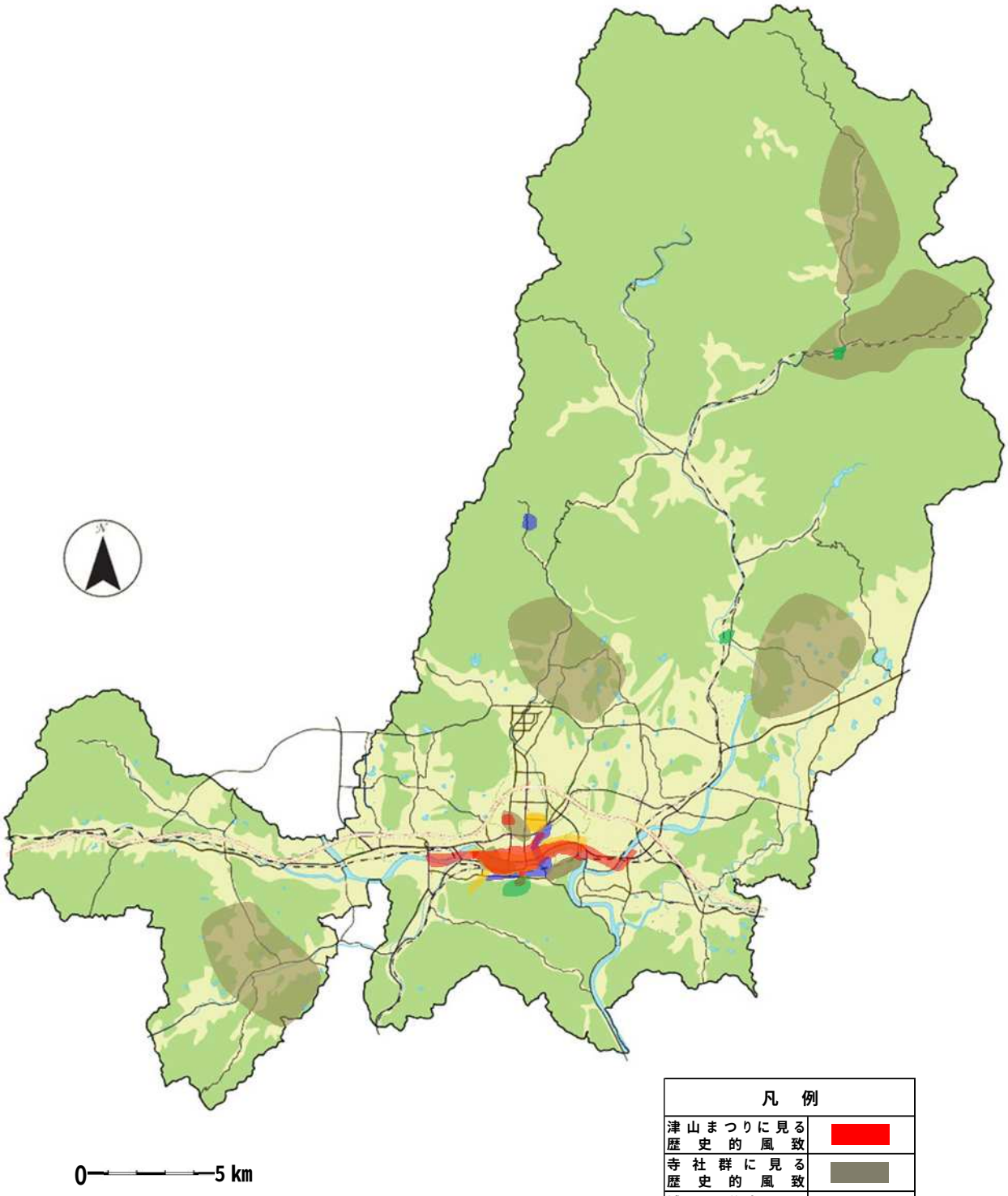
本計画は、「津山市第５次総合計画（平成 28 年３月）」を上位計画とするものであり、歴史的風致の維持向上にあたっては、関連分野である都市計画、景観、観光等の諸計画と整合した計画とする。



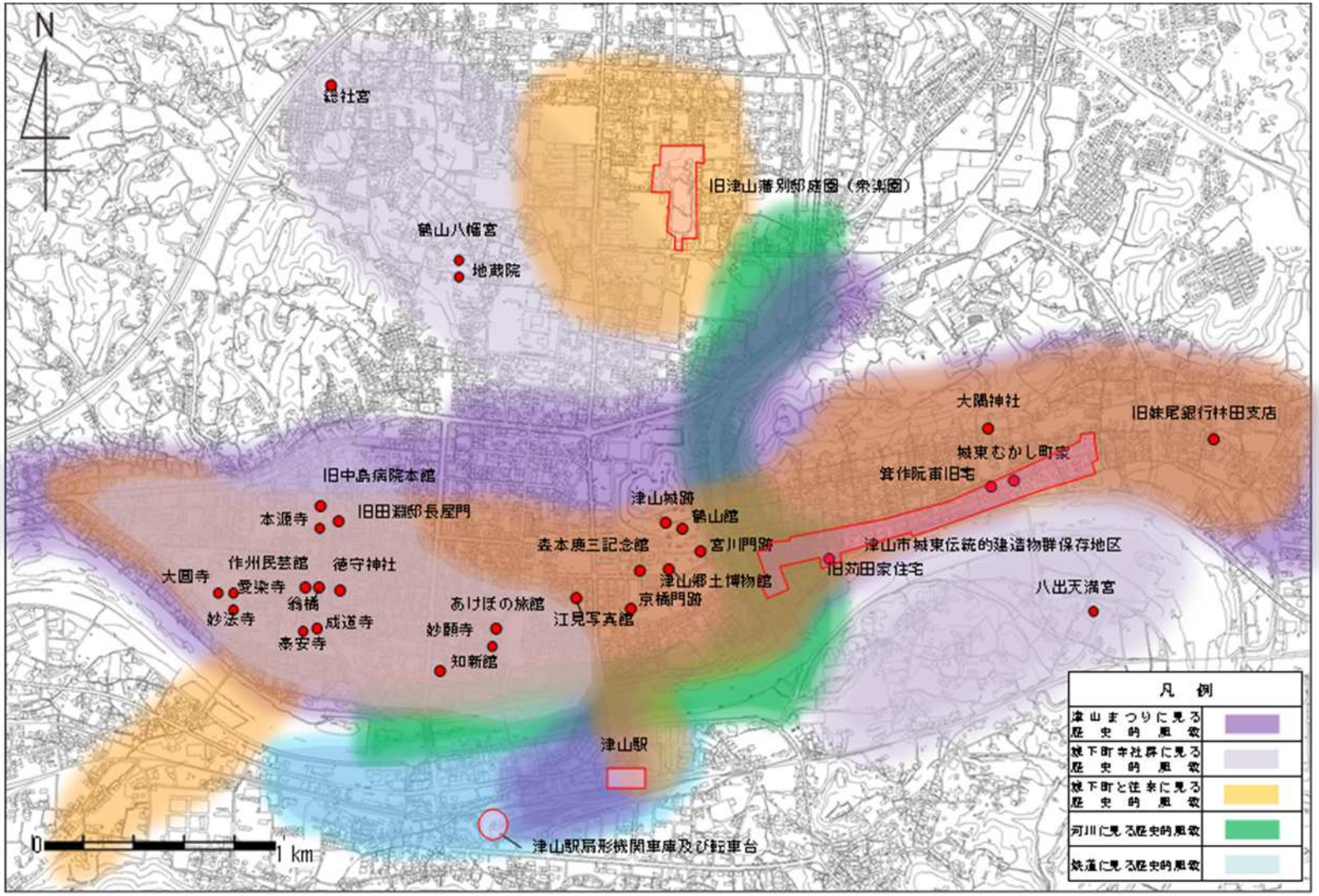
第４章

重点区域の位置及び区域

１．歴史的風致の分布



津山市内全体の歴史的風致分布



城下町周辺の歴史的風致分布

２．重点区域の位置

津山城跡周辺地区は、津山城を中心に、城東地区、城西地区、城北地区、城南地区に区分され、各地区は次のような特徴がある。

【城東地区】

宮川以東の地域。出雲往来を中心に江戸、明治、大正、昭和の各時期の歴史的な町並みが残り、平成 25 年「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、平成 28 年 7 月には苅田家住宅及び酒造場が国の重要文化財の指定をうけた。また、津山洋学の歴史を伝える史跡箕作阮甫旧宅や津山洋学資料館がある。

【城西地区】

宮川以西、津山城跡以南の地域。市や県の重要文化財が多く、武家屋敷、町家、寺院を中心とした、城下町津山を代表する地域。明治以降の近代化遺産も多い。

【城南地区】

吉井川以南の地域。明治期の津山駅の開設以降、津山市の玄関口としての役割を担いながら発展し、近代化産業遺産に認定された津山扇形機関車庫と転車台がある。

【城北地区】

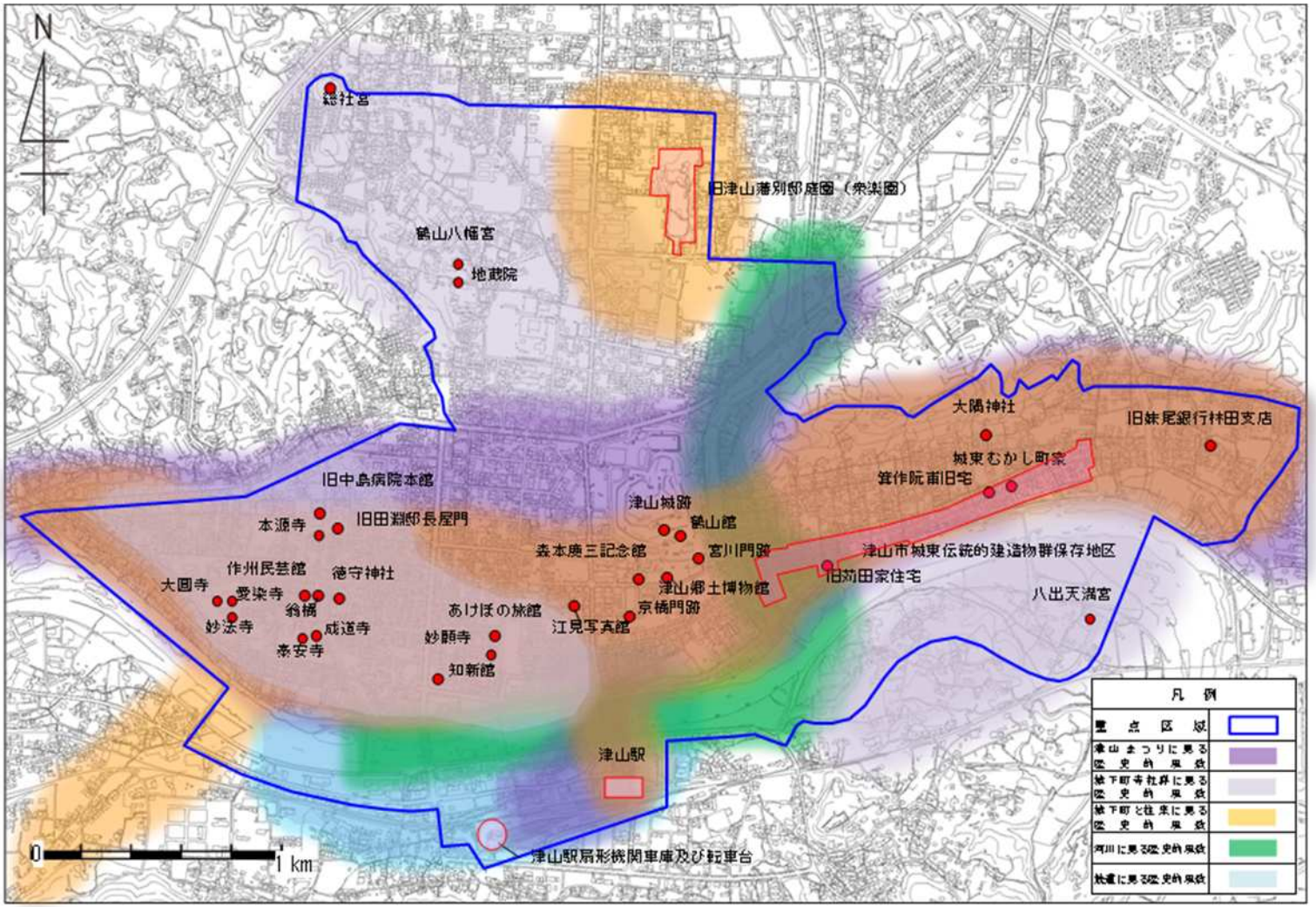
津山城跡以北の地域。城の北側には国の名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）、伯州往来沿には国重要文化財である総社本殿や岡山県立津山高等学校（旧岡山県津山中学校）本館がある。

第一期の津山市歴史的風致維持向上計画では、津山城跡を中心として、その周辺で受け継がれてきた文化財をはじめとした歴史的風致を形成する歴史的建造物や町並みが一定の広がりを持って形成され、そこを舞台とした人々の暮らし、祭、そこで育まれてきた伝統的な工芸や文化が一体となって良好な環境を形成している範囲を重点区域として設定した。

また、史跡津山城跡保存整備事業を継続的に実施し、津山市のシンボルである津山城跡の整備を行うとともに、歴史的に重要な建造物や町並み、伝統を反映した活動が継承されている城東地区では伝統的町並みの修理・修景事業、無電柱化に取り組み、平成 25 年に「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。そうした取組により歴史的景観の向上と調和したまちづくりが推進された。

しかし、市内には指定文化財ではない武家屋敷、町家、寺社等多くの歴史的建造物が残されている。高齢化や中心市街地の空洞化が進む中で、維持修繕が十分でない建物が多くみられる。また、伝統行事や工芸技術についても、高齢化による後継者不足や、中心市街地からの人口流出による担い手不足が懸念される。これらの課題に対して今後も重点的な施策を講じる必要がある。また、城西（じょうさい）地区は出雲往来（いずもおうらい）沿いの歴史的建造物や町並みが多く残っており歴史的風致の維持向上が求められている。

こうしたことを踏まえ、第二期計画では第一計画の重点区域に残る歴史的風致をさらに維持向上させるため、引き続き「津山城跡」と「津山市城東伝統的建造物群保存地区」を核とした地域を重点区域として設定し、重点的に施策を実施し、歴史的風致向上に取り組む。また、歴史的風致維持向上を図る重点的な施策の実施範囲等に変更や追加が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。



津山市における重点区域の位置

３．重点区域の区域・名称・面積

津山城跡及び津山市城東伝統的建造物群保存地区等を中心とした周辺区域は、次のような内容を基本に設定する。

名称：津山城跡及び津山市城東伝統的建造物群保存地区等を中心とした周辺地区
面積：412.3ｈａ

４．重点区域の指定の効果

重点区域「津山城跡及び津山市城東伝統的建造物群保存地区等を中心とした周辺地区」は、本市の中心市街地と重なっており、重点区域における歴史的風致の維持・向上は、中心市街地の活性化に重要な役割を果たし、結果的に、本市全体の広域的なまちづくりに大きな効果を及ぼすことになる。

都市計画マスタープランでは、具体的な主要目標の一つとして、「歴史・文化遺産の保全と活用」「良好な景観の保存・創出」を掲げている。また、本市の将来像は、都市部のまとまりのある中心市街地と周辺の地域生活拠点が連携した集約型都市構造を提示しており、中心市街地の活性化と地域生活拠点の整備を進めることとしている。

また、次期、都市計画マスタープランを策定する際に行ったアンケート調査の中の「今後とも守っていくべき景観、他都市に誇れる景観」という項目では、圧倒的に津山城跡・鶴山公園（かくざんこうえん）と回答した人が多く、次に、津山市城東伝統的建造物群保存地区、衆楽園と続いている。史跡津山城跡や城東地区の重要伝統的建造物群保存地区を中心とした歴史的景観や町並み、そこで行われている人々の活動を活かしたまちづくりを行い、歴史的風致を維持向上していくことは、津山市民の多くが残したいと望む津山城跡を中心とした歴史的景観の保全などにつながるとともに津山の魅力を高め、観光客増加やそれに伴う経済的な波及効果が期待できる。

第５章

文化財の保存及び活用に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

未策定の文化財においては、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針など指針に則って個々の文化財の保存活用計画の作成に努め、保存管理、環境保全、防災、活用に関して計画に基づき適正な実施を図るものとする。

（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

国指定文化財の現状変更または保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）は文化庁長官の許可が必要であるが、現状変更等が伴う可能性がある場合は文化財の価値を損なわないために、関係機関と事前に十分な協議、検討を行うものとする。また、県、市指定の文化財等についても、その根拠条例等に基づき文化財としての本質的な価値を毀損しないよう、適正な措置を行う。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

未指定であっても地域の歴史に重要な記念物等の文化財については、新たな設置を検討する。また、点在する文化財等を有機的に結び地域全体の文化的価値を高めるため、周遊路の整備を行う。周遊路にかかる重点地区においてはスポット整備をする。スポット整備には、説明板、案内表示板、便益施設、休憩所、ベンチ等の配置を検討する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

歴史的風致の維持及び向上を図るための各種事業に関しては、今後も景観計画等に基づき設置された有識者で構成される各審議組織の事前審議を行いながら文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮する。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

火災や震災等の災害から文化財を守り、安全性を確保するため、防災上の課題を把握し、必要な対策を講じる。

また、文化財が位置する地域住民の防災意識向上のため、所有者、管理者、地域住民及び消防署が一体となった定期的な防災訓練を今後も継続的に実施する。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の活用の一環として、その存在や価値を広く発信することが重要である。本市ではこれまで、文化財の現地説明会や文化財調査報告会、関連する講座の開催などを通じて文化財の保存及び活用に関する普及・啓発を行ってきたが、今後も同様の事業を特に重点区域において積極的に展開する。

また、現地説明板の設置やガイドマップの配布などを通じて本市の文化財に関する情報を広く発信する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域を構成する史跡津山城跡と津山市城東伝統的建造物群保存地区については、旧堀の内側の家老屋敷跡など藩政時代に由来する遺構調査を進めているが、今後も津山城跡と城東・城西という旧城下町区域の保護を一体のものとして捉え、史料との照合などにより調査・研究を深めるとともに、貴重な遺構が発見された場合は保護に努める。

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

文化財愛護少年団が数団あったが、現在は活動してないので、再結成にむけて働きかける。

現在、市内には観光ボランティアガイドが 3 団体あるが、ガイドの高齢化と後継者の育成が課題となっている。津山郷土博物館友の会、津山洋学資料館友の会にも働きかけガイドを育成して行く必要がある。

文化財を保存・活用するこれらの各種団体については、活動への助成、情報提供、研修等を通じて支援を行っていく。

第６章

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等に関する事項

１．歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等についての方針

歴史的風致維持向上施設の整備は、本計画の実施に際しては、関係機関と十分協議し、実施することを基本とする。歴史的風致維持向上施設の整備については、整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

また、歴史的建造物などの保存と活用、歴史的建造物などを取り巻く周辺環境整備とともに、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承や歴史的風致の普及・啓発と情報発信による事業により実施するとともに、国や県の補助金制度を有効に活用していくよう検討し、整備を行った施設は、積極的な公開と活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

２．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

（１）歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業

①史跡津山城跡保存整備事業
②苅田家住宅及び酒造場修理事業
③宮川門跡地整備事業
④京橋門跡地整備事業
⑤鶴山館保存整備事業
⑥作州民芸館保存活用事業

（２）歴史的町並みの保全と活用に関する事業

⑦伝統的建造物群保存地区保存事業（城東地区）
⑧伝統的建造物群保存地区保存事業（城西地区）
⑨防災設備整備事業（城東地区）
⑩歴史的風致維持向上事業（城東周辺地区無電柱化・側溝整備）
⑪旧苅田家付属町家群整備事業
⑫城下町町並保存対策事業（城西地区・武家地地区）
⑬城東地区歴史まちづくり計画策定事業

（３）伝統行事、工芸技術などの伝統文化の継承、後継者の育成に関する事業

⑭津山だんじりの保存・継承事業

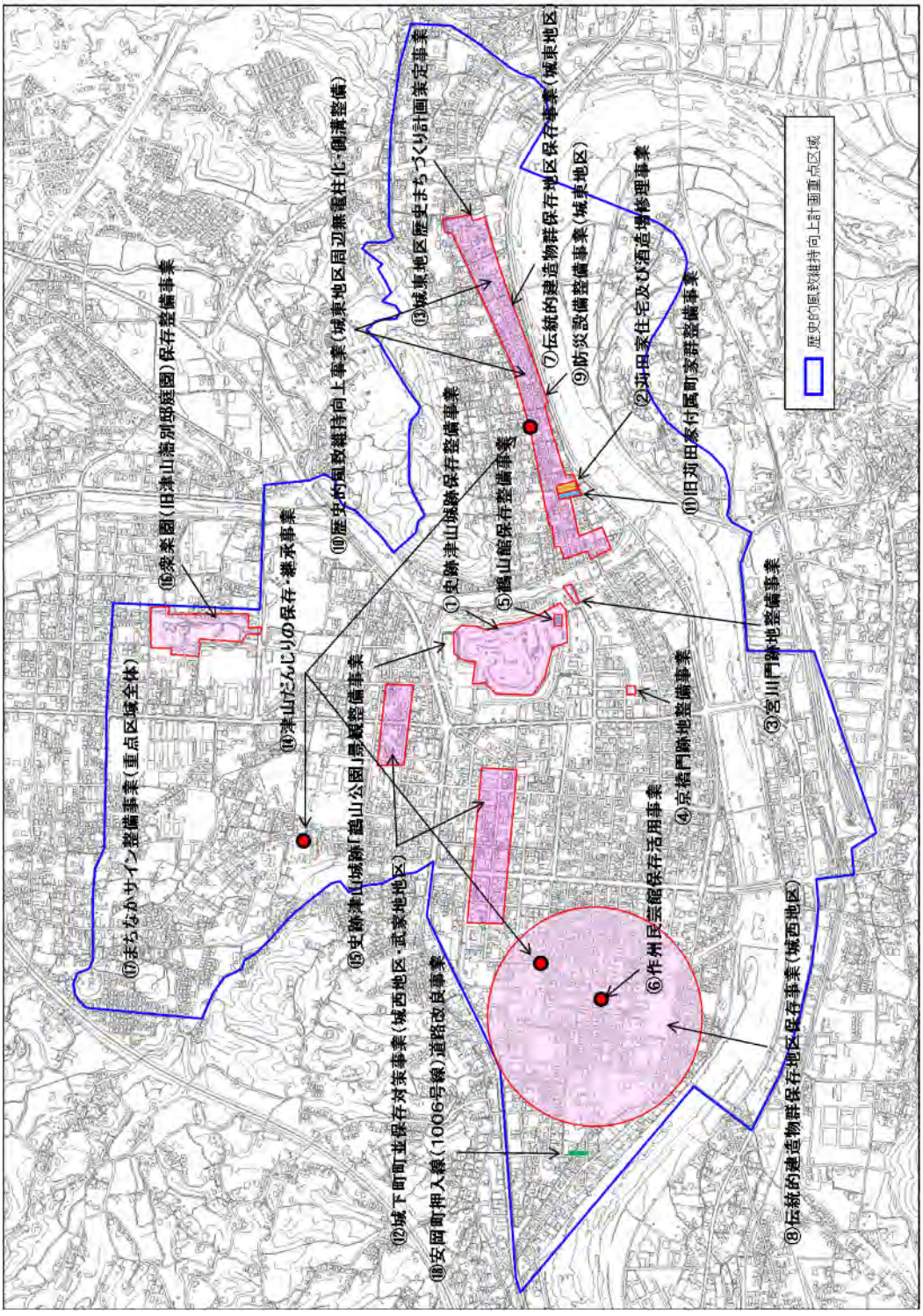
（４）歴史的建造物の周辺環境の整備に関する事業

⑮史跡津山城跡「鶴山公園」景観整備事業

⑯衆楽園（旧津山藩別邸庭園）保存整備事業

⑰まちなかサイン整備事業

⑱安岡町押入線（１００６号線）道路改良事業



各事業の位置（重点区域内）

第７章

歴史的風致形成建造物の指定の方針

１　歴史的風致形成建造物の指定の方針

津山における歴史的風致形成建造物は、重点区域において、歴史的風致を形成し維持向上を図る上で必要性が認められるものを指定する。具体的には、城下町津山の歴史が息づく町家・武家屋敷・寺社建築、特に歴史的な価値が認められる近代の建築物を指定するものとする。また、歴史的価値が認められる石垣、門、橋梁、塀などの構造物等も指定の対象とする。なお、市の指定文化財や国の登録有形文化財（建造物）については、特に積極的な指定を検討し、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。民間所有の建造物については、所有者等の合意が得られた時点で指定を検討する。

歴史的風致形成建造物の指定基準

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物等で、以下のいずれかに該当するもの。

①意匠、形態、技術性がすぐれているもの。

②歴史性、地方性、希少性等の観点から保存が必要なもの。

③重点区域の歴史的風致向上のために必要なもの。（外観、活動等）

ただし、以下の条件を満たすものとする。

・概ね築 50 年以上経過したものであること。

・所有者、管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること。

歴史的風致形成建造物の対象

①文化財

・文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財、同法第 132 条第 1 項の規定に基づく登録記念物、及び重要文化的景観による選定及び届出等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 10 号）第 1 条第 2 項第 6 号の規定に基づく文化的景観における重要な構成要素。

・岡山県文化財保護条例（昭和 50 年条例第 64 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく県指定重要文化財及び同条例第 31 条第 1 項の規定に基づく県指定史跡名勝天然記念物。

・津山市文化財保護条例（昭和 30 年条例第 12 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく市指定重要文化財。

・岡山県近代化遺産

概ね幕末期から第二次世界大戦終了時にかけて、我が国が近代化を遂げる途上において、近代化手法を用いて建造された産業・交通、土木等にかか

わる建築物・土木構造物など（平成 15～16 年度調査実施）。

②その他

・景観法に基づく重要景観建造物、景観重要公共施設。

・『津山の町並』に記載されている建築物。
津山市に所在する文化財調査の一環として、近世津山城下町を構成するもののうち、特に武家住宅・町屋（商家）をとりあげたもの。奈良国立文化財研究所が調査。（昭和 56～57 年）

・『津山城東の町並』に記載されている建築物。
城東地区の歴史的町並を保存し、後世に伝えるため、文化庁の補助金による伝統建造物群保存地区調査として、津山市が実施。調査主体は奈良国立文化財研究所（平成元年）

・津山城の遺構（史跡範囲外）等、伝統的な意匠で建築された建造物等で、重点区域の歴史的風致の向上に寄与すると認められたもの。

2　歴史的風致形成建造物指定候補

番号	名称	所在地	所有者	築年
1	旧田淵邸 長屋門 	津山市田町	津山市	天保14年
2	城東むかし町家（旧梶村家住宅） 	津山市東新町	津山市	江戸時代
3	作州民芸館（旧上居銀行本店） 	津山市西今町	津山市	明治42年
4	知新館（旧平沼騏一郎別邸） 	津山市南新座	津山市	昭和13年
5	翁橋 	津山市西今町	津山市	大正15年

番号	名称	所在地	所有者	築年
6	津山郷土博物館（旧津山市庁舎） 	津山市山下	津山市	昭和4年
7	城西浪漫館（旧中島病院本館） 	津山市出町	津山市	大正6年
8	ＪＲ津山駅機関車庫・転車台 	津山市大谷	JR西日本	昭和11年
9	森本慶三記念館（旧津山基督教図書館） 	津山市山下	民間	大正15年
10	あけぼの旅館 	津山市戸川町	民間	明治初期

番号	名称	所在地	所有者	築年
11	鶴山館 	津山市山下	津山市	明治4年

第８章

歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

①基本的事項

歴史的風致形成建造物の管理は、指定理由に則り、建造物の構造、歴史的特性、重点区域における位置づけなど、それぞれの建造物の価値付けに基づき適正に行う。

重点区域や津山市全域の歴史的風致の維持向上のために、積極的な公開・活用を図る。特に公開に際しては、通常外部から望見できるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うよう努める。

また、歴史的風致形成建造物は、第７章の「歴史的風致形成建造物の指定の方針」から、多くは国登録文化財、県及び市指定文化財の建造物が該当し、これらに該当する建造物の管理に関する考え方は文化財保護法、県及び市の文化財保護条例に位置づけられているため、各法令に基づいた管理の考え方、手続を行うものとする。

未指定の歴史遺産のうち、将来において市指定が見込まれるものについては、事前に適切な調査を実施し価値を明らかにし、価値が減ずることがないよう必要な修理・修景及び改修を行う。

②県および市の指定文化財

県および市の指定文化財は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本としている。

これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き、原則行わない。

③国登録有形文化財

国登録有形文化財は、建造物の外部意匠に着目し、外観を大きく変えなければ、内部を改装して他用途に利用することも可能である。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、外観のみを対象とした保存修理を基本とする。

また、増築等に関しては、通常、道路等の公共空間から望見できる範囲への行為はできる限り行わない。内部は、所有者の快適な生活環境の維持などの諸条件を満たす場合の改装は認める。

④景観重要建造物

景観重要建造物については、通常、道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るため、適切な維持又は復元のための修理・修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

⑤届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除却をしようとする場合、当該行為を着手する日の 30 日前までに市長に届出なければならないとされているが、次の行為は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号の規定により、届出を不要とする。

・登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
・登録記念物で、文化財保護法第 133 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
・文化的景観における重要な構成要素で、文化財保護法第 139 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合。
・県指定重要文化財で、岡山県文化財保護条例第 12 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
・県指定史跡名勝天然記念物で、岡山県文化財保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
・市指定重要文化財で、津山市文化財保護条例第 7 条の規定に基づく現状変更の承認申請を行った場合。